

○障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

平成24年6月29日

島根県規則第72号

改正 平成25年3月29日規則第28号

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則をここに公布する。

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、様式第1号によるものとする。
2 児童福祉法第21条の5の25第2項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第2項の規定による届出は、様式第2号によるものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出は、様式第3号によるものとする。
2 児童福祉法第21条の5の25第3項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第3項の規定による届出は、様式第4号によるものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第1号によるものとする。
2 児童福祉法第21条の5の25第4項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第2号によるものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第28号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。